

環境・くらし
所有地の適正な管理をお願いします
 問 谷和原庁舎建設課
 ☎58・2111（内線5205）

樹木は早めに剪定を

道路に接する民地などで管理している樹木や生垣が、枝葉を落したり、道路上に伸び出ていることがあります。車両や歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす原因となります。これらが原因で事故が発生した場合は、当該樹木の所有者が責任を問われることがあります。このような状況が見られる樹木所有者の皆さんには、事故を未然に防ぎ、安全に道路を利用できるように、早めの剪定・伐採・除草をお願いします。

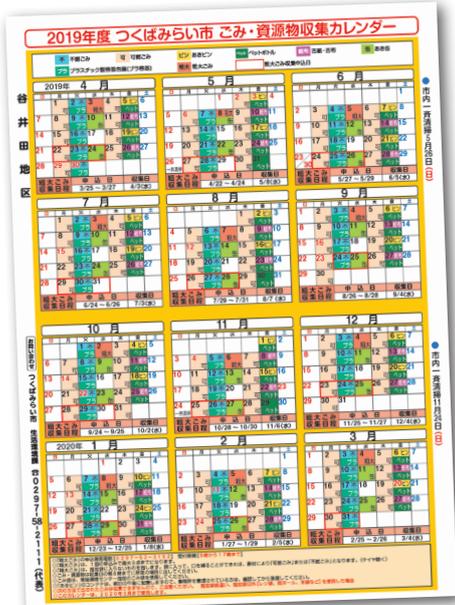
土砂の流出にも注意

大雨などにより、畑や荒地などの民地から道路に土砂が流出している場合があります。土砂が道路に流出すると、側溝をつまらせたり、道路幅員の減少を引き起こすなど、通行の支障となります。また、田んぼや畑の土が道路に散乱していることも見受けられます。自転車や歩行者の通行の支障となりますので、土地所有者および土地管理者の皆さんは適正な管理をお願いします。

環境・くらし
ごみカレンダーを配布しました
 問 谷和原庁舎生活環境課
 ☎58・2111（内線3304）

3月号の広報紙と併せて「ごみ・資源物収集カレンダー」を各戸に配布しましたのでご確認ください。

2019年4月から2020年3月までのごみ収集はこのカレンダーにより行います。



■配布した「ごみ・資源物収集カレンダー」

https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/viewer/info.html?id=265

十分にご注意ください。

【連絡先】

○東京電力茨城カスターセンター（停電・設備に関する問い合わせ）

☎0120・995・007

○NTT東日本 ☎113（局番なし）

※携帯電話・PHS・NTT東

日本以外の固定電話からの場合

☎0120・444・113

環境・くらし
収集できないごみにご注意を
 問 谷和原庁舎生活環境課
 ☎58・2111（内線3304）

家庭から排出されたごみであつても、常総環境センター（処理施設）で処理できないものは、集積所や粗大ごみで収集することはできませんのでご注意ください。

※常総広域圏家庭ごみ分別の手引き26～28ページをご参照ください。

※事業系のごみは集積所には出せません。

※産業廃棄物の処理は、常総環境センターでは行っていない。

【品目別問い合わせ先】

◎家電4品目
 不要になったエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機に関する回収とリサイクルにかかる費用は、家電リサイクル法によりこれらの製品を排出する人（使った人）がリサイクル料を負担することになります。詳しくは生活環境課にお問い合わせください。

◎バイク
 原付バイクを含めたオートバイの処分については、二輪車リサイクルコールセンター（☎050・3000・0727）へお問い合わせください。

◎パソコン
 家庭で不要になったパソコンはパソコンメーカーが回収し再資源化します。廃棄するパソコンのメーカーまたは（一社）パソコン3R推進協会（☎03・5282・7685）へお問い合わせください。

【購入店または廃棄物処理専門業者へ処分を依頼するもの】

◎危険物
 ガスボンベ、医療廃棄物（感染症の恐れのあるもの）、劇毒物、農薬、塗料、廃油（食用油を除く）、火薬、消火器など

◎土砂類
 土、石、砂、燃えがら（焼却灰）など

◎建築廃材
 瓦、コンクリート、レンガ、タイル、便器、保温材、浴槽（FRP、人造大理石製）、浄化槽など

◎自動車部品
 タイヤ（外径76cmより大きいもの、貨物車用）、バッテリー、マフラー、バンパーなど

◎その他
 ピアノ、農機具（50kgより重いもの）、動物のフン、農業用資材、金庫（耐火性のもの）、切り株、など